

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日	令和8年6月19日				
招集の場所	吉野川市役所東館2階	会議室			
開閉会日時	開会	令和8年6月26日	午前10時00分		
	閉会	令和8年6月26日	午前10時32分		
出席委員	教 育 長	木屋村 雅 信			
	委 員	栗 洲 直 美	委 員	熊代 雄 一 郎	
	委 員	貞 野 雅 己	委 員	山 口 奈 美	
	委 員	武 知 李 香			
出席職員	副 教 育 長	植 田 千 恵 美	副 教 育 長	吉 田 み ず ほ	
	教 育 次 長	尾 西 稔 生	教 育 総 務 課 長	重 清 博 文	
	学 校 教 育 課 長	森 永 直 美	施 設 整 備 室 長	深 見 善 広	
	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	岡 本 潔			

報告事項

- (1) 令和8年6月市議会定例会一般質問について
- (2) 不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」及び「成績評価」に係るガイドラインについて

教育長報告

その他

- (1) 「吉野川市立小中学校のあり方についてのアンケート」について

会議の経過

木屋村教育長	ただいまから、6月の吉野川市定例会教育委員会を開会いたします。 教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。 本日の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。
木屋村教育長	報告事項(1)「令和8年6月市議会定例会一般質問」について事務局より説明をお願いします。
森永学校教育課長	まず、資料3、4ページです。阿佐勝彦議員から「3 新生・鴨島中学校に込める思いについて、(1)新生・鴨島中学校に込める思いは、(2)地域とともにある学校への考えは、(3)市内全体の再編をどう進めていくか」について質問がございました。これに対し、全て木屋村教育長が答弁いたしました。 新たな鴨島中学校に込める思いは、鴨島中学校の生徒一人一人が輝き、生徒みんなで創る、オンリーワンの鴨島中学校を目指しており、地域に学び、地域に貢献する心を育むような学校づくりを進め、地域とともに本市教育の新たな展望を切り拓く契機としてまいりたいという旨を答弁いたしました。 また、今後の学校再編については、保護者や地域住民の皆様への丁寧な説明と対話を重ね、幅広くご意見を伺いながら、理解と信頼を積み重ねていくことが何より大切であると考えており、その一環として、この7月には、市内全域の保護者や地域の皆様に対し、将来的な児童生徒数などの推移をお示しした上で、本市の学校のあり方や教育環境について幅広くご意見を伺うアンケート調査を実施してまいりたい旨の答弁をいたしました。 続いて、今後の教育行政を進めるにあたっての理念について再問がございました。これに対し、現在、次期学習指導要領の改訂が本格化するなど、大きな教育改革推進の時節を迎えている。ただ、どんなに時代が変わろうとも、「教育は人なり」を教育行政の基本に据えてまいりたい。本市の未来を切り拓く子どもたちの「人づくり」と、学び続ける地域づくりに向け、誠心誠意、取り組んでまいりたいと答弁いたしました。

岡本学校給食センター所長	資料の5ページを、お開きください。菊川充憲議員から「4 学校給食について、(1) 残食量の推移は、(2) 持ち帰りを認めるためのルール作りを検討できないか、(3) 新たな食育を推進する考えは」以上の3点につきまして、質問がありました。これらの質問に対しまして、まず令和6年度の残食率は14%前後、令和7年度の残食率は12%前後、給食費の無償化を開始した令和8年2月以降の残食率は11%から13%で推移していることを答弁いたしました。 次に、学校給食衛生管理基準で「調理後2時間以内に、給食できるよう努めること」と規定されており、食中毒による健康リスクも懸念されることから、子どもたちの健康と安全を最優先し、持ち帰りを禁止することが適切であることを答弁いたしました。 最後に食に関する指導において、学校給食を生きた教材として活用しているが、学校給食1食当たりに、どれだけの税金が投じられているかを可視化した教材作りについて、前向きに検討することを答弁いたしました。
重清教育総務課長	続いて、資料6ページになります。同じく菊川充憲議員から「5 樹木倒木被害について」のうち、「学校現場における桜の安全管理」について質問がございました。 これに対しまして、本市の学校敷地内の樹木に関しては、これまでも定期的な剪定や伐採など、その都度必要な措置を講じてきた。また、本年4月の校長会において、改めて学校敷地内の樹木に係る日常の安全点検を指示するなど、引き続き事故防止に向けた取組を行っているところである。今後においても、学校と連携し、外来生物や病害虫による被害及び老木化が進んでいる樹木の状況把握に努め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、計画的な維持管理を図っていく旨答弁いたしました。
森永学校教育課長	続いて、資料6、7ページです。以下の質問に対しては、すべて吉田副教育長が答弁いたしました。岸田益雄議員から「7 統合後の教育環境について、(1) 校区内の児童の意向は、(2) 各学年の学級構成は、(3) 特別支援学級の対応は、(4) 生徒指導の体制は、(5) 県教育委員会への要望は」についてのご質問がございました。 これに対し、統合となる令和9年度の鴨島中学校の学級数は、各学年とも通常学級は4学級となる見込みであり、その後においては、生徒数も減少傾向となるが、現在の0歳児が中学生となる令和20年度においても各学年とも3学級を維持できる見込みである旨を答弁いたしました。 また、学校が安定してスタートを切ることができるよう、県教育委員会に対して、県の基準による教職員配置に加え、SSR担当を含めた加配教員等の配置を継続して要望すること、市教委としては、特別支援教育支援員等市費職員の配置など支援体制の充実を図り、生徒指導や教育相談を含めたきめ細かな対応が行えるよう努めるとともに、専門職とも連携しながら、生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを進める旨を答弁いたしました。 続いて、資料7ページです。山側紗矢香議員から「2 学校における主権者教育と議会の関わりについて、(1) こどもD o まんなか会議の位置づけは、(2) 中学生を対象とした模擬議会を実施する考えは」についてご質問がございました。 これに対して、子どもたちが地域や行政の課題について考え、自らの意見を発信することで社会参画意識を育む取組である旨を答弁いたしました。 また、模擬議会については、議会の役割や民主主義の仕組みを体験的に学ぶ機会として、意義のある取組であると考え、学校・家庭・地域及び議会事務局とも連携しながら主権者教育の充実を図ってまいらる旨を答弁いたしました。
重清教育総務課長	続いて、資料8、9ページになります。栞原五男議員から「4 中学校統合の進捗状況について、(1) 現在の進捗状況は、(2) 跡地利用は」についての質問がありました。 これに対し、昨年4月に統合準備委員会を設置して以降、新しい学校名や校章のほか、制服・体操服、通学支援の内容などについて協議を重ね、決定した項目については、広報よしのがわや自治会回覧、市ホームページ等により、広くお知らせしている。スクールバスについては、車両の手配に向けて、現在、最終の利用意向調査を行っており、利用人数の確定後、バスの乗降場所や運行時刻などの詳細を詰めていく予定である。 また、「鴨島東中学校の跡地利用」については、現時点の方針として、体育館及びテニスコートを学校施設として引き続き活用し、学校が使用しない時間帯においては地域の方への貸出も継続する。一方で、校舎などのその他の施設については、具体的な活用方針は未定となっており、まずは地域の皆様のご意見を伺うため、本年度中に跡地利用に関するアンケートを実施する予定である。その上で、地域課題への対応や公共性のほか、維持管理費用を含め

た利活用の可能性などを総合的に勘案しながら、検討を進める旨答弁いたしました。

続いて、資料 9 ページです。同じく栗原五男議員から「5 学校体育館へのエアコン整備について、(1) 現在の状況は、(2) 空調方式の決定は」について質問がございました。

これに対し、本年度は、鴨島第一中学校及び川島中学校の体育館へ整備を計画しており、今後、中学校への整備が完了した後、令和 10 年度から小学校への整備を進める予定としている。また、空調方式の決定については、設計業者へ各種方式のメリット・デメリットや整備費用等の比較検討を依頼し、検討した結果、停電時における運転と最低限必要となる照明の電源確保が可能であることに加え、経費的にも有益である「電源自立型のガス式空調設備」を導入する方針とした旨答弁いたしました。

森永学校教育課長

続いて、資料 10 ページです。戸出敏夫議員から「2 部活動等における移動中の事故防止対策について、(1) 部活動や各種大会参加時の主な移動手段は、(2) 安全確保のための基本的なルールや指導體制は」についてのご質問がございました。

これに対し、部活動や各種大会参加時の主な移動手段については、貸切バスや公共交通機関を利用しており、近距離の場合には、自転車や保護者による送迎等で会場に向かうことがある旨を答弁いたしました。

また、各学校においては、貸切バス等に必ず教職員が同乗し、生徒の安全管理や指導を徹底するなど、生徒の生命と安全を最優先に考え、必要な対策を講じておること、県が示す「安全確認チェックシート(部活動)」を市内小中学校で活用し、運行計画の段階から実施当日の安全確認まで安全確保の徹底を図る旨を答弁いたしました。

続いて、資料 10 から 13 ページです。相原一永議員から「3 英語教育の充実について、(1) 本市の英語教育の現状は、(2) 国の数値目標(A1 レベル 60%)に対する本市の現状と見通しは、(3) オンラインによるマンツーマン英会話授業の教育委員会としての認識は、(4) 本市でのマンツーマン英会話事業導入についての見解は、(5) 不登校児童・生徒への学習機会確保についての見解と可能性は」についてご質問がございました。

これに対し、本市では、ALT による授業支援に加え、3 小学校に英語専科教員が配置されており、一人一台端末及び学習者用デジタル教科書を活用するなど、個別最適な学びを推進しております。また、英語検定料補助事業を実施し、生徒の学習意欲の向上や学習成果の可視化にも努めている旨を答弁いたしました。

また、令和 7 年度の本市の調査では、CEFR A1 相当以上の英語力を有するとされる生徒の割合は 42.3% となっており、全国平均を下回る状況にありますが、これまで実施してきた取組の成果と課題を十分に検証するとともに、英語力向上に資する授業改善に取り組んでまいりる旨を答弁いたしました。

さらに、本市でのマンツーマン英会話事業導入についての見解ですが、教育効果、学校現場の運用負担等を総合的に勘案して判断する必要があると考え、まず現在整備している学習者用デジタル教科書等の活用を進め、その成果や課題を十分に検証することを最優先したいと考えており、不登校児童・生徒への学習機会の確保についても、策定したガイドラインを運用しつつ、今後も、既存の教育資源を最大限に活用しながら、英語教育の充実に努めてまいりる旨を答弁いたしました。

続いて、「(ア) A1 到達率が全国平均を下回っている要因は、(イ) 授業改善、学習環境の充実に向けた具体的手立ては、(ウ) 既存の教育資源を最大に活用した英語教育の充実」について再問がございました。

CEFR A1 レベルの到達率が全国平均を下回っている要因といたしましては、本市においても県同様に、各領域における言語活動の頻度、英語の授業における ICT 活用の頻度が全国平均と比較して下回っている傾向があるため、これらについて改善の余地があると認識した上で、学習者用デジタル教科書やドリルアプリ等の積極的な活用により、個別最適な学びの実現を目指し、学習意欲の向上につなげる旨を答弁いたしました。

また、ALT や市小中連携英語教育研究会、一人一台端末等、「既存の教育資源を最大限に活用した英語教育の充実とは」につきましましては、児童生徒が英語を実際に使いたくなる場面を授業の中で数多く設定する等の授業づくりが重要であると考え、普段の取組を積み重ねることにより、「伝わった」「もっと使いたい」と感じられる授業の実現を通じて、英語教育の充実に努めてまいりる旨を答弁いたしました。

続いて、資料 13、14 ページです。塩田智子議員から「2 こども性暴力防止法(日本版 DBS) について、(1) 学校やこども園など関係機関への周知や研修状況は、(2) 職員採用時における確認状況は」についてのご質問がございました。

これに対し、各学校においては、これまでも子どもの人権尊重や性暴力防止および不祥事防止に関する研修やコンプライアンス研修等を計画的・継続的に行っておりますが、その上で、この度の「こども性暴力防止法」の施行を見据え、本法令の趣旨や制度の概要、及び具体的な内容等についても、教職員へ情報共有を図っていただく予定である旨を答弁いたしました。

また、職員採用時における確認状況については、履歴書の提出や個人面接等により、本人の適性について判断しており、教育委員会として、今後も、制度への理解を深めるとともに、教職員が戸惑うことなく適切に対応できるよう、服務規律の徹底や人権意識の向上を図る研修の充実に努め、子どもが安心して学べる教育環境の確保に取り組んでまいると答弁いたしました。

木屋村教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。
続いて、報告事項（２）「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』及び『成績評価』に係るガイドライン」について事務局より説明をお願いします。

森永学校教育課長

資料１５ページをご覧ください。「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』及び『成績評価』に係るガイドラインについて」について、ご説明いたします。

この度、国の方針に基づき、市教育委員会として、「不登校児童生徒の『指導要録上の出席扱い』及び『成績評価』に係るガイドライン」を作成いたしました。本来ならば、ここに示す意義は重要な部分でございますが、資料１５ページの１・２段落目に掲載しておりますので、資料の方でご確認ください。

市教委としましては、本ガイドラインにて、学校外の施設で相談・指導を受けている場合や、自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行っている場合における、不登校児童生徒の「指導要録上の出席扱い」及び「成績評価」等についての基本的な考え方を示すことといたしました。

本ガイドラインの運用でございますが、中段の下線部のとおり、「指導要録上の出席扱い」については、表に示す主な要件（判断の目安）のうち、国の方針に基づいた要件（黒丸数字）を満たしている場合を出席扱いとします。各学校におきましては、当該児童生徒の実態や状況等を踏まえ、場合によっては、市教委と協議の上、校長が判断することとなります。その際、留意事項や出席扱いとした例も参考にして、それぞれの学習が当該児童生徒にとってふさわしい学びとなっているかを総合的にご判断いただくようになります。

資料１７ページをご覧ください。例えば、「（２）自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行っている場合」では、表の中にある「指導要録上の出席扱い」とする判断の目安のうち、国の方針に基づいた要件を黒丸数字で示しています。「１ 学校と家庭との関係について」は黒丸数字①②③、それに加えて「２ ＩＣＴ等を活用した学習活動について」も黒丸数字①②③、合わせて６つの要件を示しています。それ以外の要件につきましては、市教委が参考までに出席扱いとする判断の目安として示したものです。

これらの要件のうち、「保護者と学校との連携・協力関係」等の６つの黒丸数字の要件を満たしている場合を「出席扱い」とすることができます。しかしながら、自宅におけるＩＣＴ等を活用した学習活動では、双方向的なやり取りなく学校の授業の様子をオンライン配信するだけでは、当該児童生徒の状況等が把握しづらく出席扱いにするか判断が難しい場合があると思います。

そのような場合は、表下段の⑤に示しておりますが、（様式１）学習実績報告表の提出により、学習内容等を把握できるようにしています。こちらの様式につきましては、資料１９・２０ページに添付しておりますので、ご確認ください。

当該児童生徒の実態や状況等はそれぞれ異なるため、それらを踏まえて要件を満たしているか、場合によっては、市教委と協議の上、校長が判断することとなります。

また、１８ページにあります「成績評価」については、学校が「指導要録上の出席扱い」とすることを前提に、ここに示す要件の下で、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができるものとします。これにつきましても、留意事項や例も参考にして評価していただくようお願いいたします。

本ガイドラインにつきましては、学校の実態や当該児童生徒の状況等を踏まえつつ、誰一人として取り残さない学びの実現に向けて活用してまいります。

木屋村教育長

ただいまの件について、ご質問・ご意見等ございませんか。
それでは、教育長報告にうつります。６月につきまして、主な内容をご報告いたします。
資料２１ページをお開きください。

今回は、先程の報告事項にもございました15日、16日の両日に行われた6月議会定例会一般質問において、鴨島小学校と西麻植小学校の6年生児童が、社会科学習の一環として、議会傍聴に訪れた件につきまして報告いたします。

議会での傍聴の機会は、なかなかないわけなんですけど、先程の議会報告における山側紗矢香議員の質問にありました主権者教育、今回の傍聴自体が、これこそ正に主権者教育の学びの場であったと言えます。

今回、「市議会を傍聴していた児童の反応」について、大変印象深い感想が寄せられています。例えば、「市役所に議会があったのがびっくりした。緊張感がものすごく感じられた」といった率直な感想もあれば、「来年入学する鴨島中学校への思いを聞くことができてうれしかった」、あるいは「生徒が輝ける鴨島中学校になるよう、自分も頑張りたいと思った」といった進学に向けた思いであったり、「議会は縁の下で力持ちだと思った」、「吉野川市のために色々してくれていると思うと、ありがたい気持ちになった」、「将来は自分も市を支える人になりたいと思った」、さらには「選挙で選ばれた議員の方々が、自分たちの暮らしをより良くするために話し合ってくれていることがよく分かった」といった感想がありました。

これらの感想からは、児童が議会を身近なものとして受け止め、自分たちの生活や、将来と結び付けながら考えることができた様子がうかがえます。

今回の傍聴を通して、児童が市政や地域社会への関心を高め、自らの将来や、ふるさと吉野川市について考える契機となったことは、大変、意義深いことであったと認識いたしました。

今、申し上げました教育長報告の内容は、文教厚生常任委員会の場でも、答弁させていただいたものでございます。

7月の主な予定として、17日（金）が第1学期の終業式となっており、翌日から土・日・祝日及び登校日を含むと、今年は少し長い45日間の夏休みを迎えることになります。他は、この表に記載のとおりです。以上で教育長報告を終わります。何か、ご質問等ございますか。

続きまして、その他（1）「吉野川市立小中学校のあり方についてのアンケート」について、事務局より説明をお願いします。

重清教育総務課長

それでは、資料22ページ以降、（1）「吉野川市立小中学校のあり方についてのアンケート」について、ご説明申し上げます。

4月の定例教育委員会において、今後の児童生徒数の推移（見込み）について報告した際、5月1日時点の正式な児童生徒数が確定次第、保護者の皆様へこれらの推移見込みをお示しするとともに、今後の学校のあり方に関するアンケートを実施する旨お伝えしておりました。その後、事務局内でアンケート内容を検討するとともに、市長とも事前協議を行い、7月8日から別紙内容のとおりアンケートを実施する運びとなりましたので、ご報告いたします。

まず、アンケートの対象でございますが、資料22ページ中段に記載のとおり、小中学生、保護者、地域住民、教職員など、幅広い対象からご意見を伺うこととしております。回答方法は、集計・分析等の都合上、電子申請システムを利用したものに限定しております。

次に、アンケートの内容につきましては、資料23ページ以降のとおり、「望ましいと考える学校規模（学級数・学級人数）」、「学校のあり方（児童生徒数減少への対応）」、「通学可能な距離」等について問うものとなっております。アンケートの実施期間は、7月8日から8月6日までを予定しており、結果については、まとまり次第、ホームページ等で広く一般に公表することとしております。

木屋村教育長

ただいまの件について、ご質問等ございませんか。

その他ないようですので、次に「7月定例教育委員会の開催日時について」事務局よりお願いします。

重清教育総務課長

今回の定例会ですが、事務局の案といたしまして、7月29日（水）午前10時開催とさせていただきますと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

木屋村教育長

それでは確認いたします。次回7月の定例教育委員会は、7月29日（水）午前10時から開催ということでよろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の定例会を閉じることといたします。お疲れ様でした。お世話になりました。